

第3号議案

豊後大野市行政改革審議会条例及び豊後大野市行政組織条例の一部改正について

豊後大野市行政改革審議会条例及び豊後大野市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月21日 提出

豊後大野市長 川野文敏

提案理由

行政組織の見直しに伴い、課の分掌事務等を変更したいので、この案を提出するものである。

豊後大野市行政改革審議会条例及び豊後大野市行政組織条例の一部を改正する条例

(豊後大野市行政改革審議会条例の一部改正)

第1条 豊後大野市行政改革審議会条例（平成17年豊後大野市条例第278号）の一部を次のように改正する。

第8条中「財政課」を「総務課」に改める。

(豊後大野市行政組織条例の一部改正)

第2条 豊後大野市行政組織条例（平成23年豊後大野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (2) 行政改革に関すること。
- (3) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (4) 条例、規則等の制定改廃に係る法規審査に関すること。
- (5) 秘書及び広報広聴に関すること。
- (6) 主要施策の調整に関すること。
- (7) 防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (8) 情報化及びデジタル化に関すること。
- (9) ケーブルテレビに関すること。
- (10) その他他課の所管に属さない事項に関すること。

第2条の表財政課の項中 「(3) 行政改革に関すること。 (4) 契約及び検査に関すること。」 を「(3) 契約及び検査に関すること。」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。